

## 会員就業規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

#### (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互扶助、共働の実をあげ、活力ある地域社会をつくろうとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

### 第2章 就業

#### (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉に当たるものとし、会員は発注者と、受注又は作業条件につき、直接の交渉当事者とはならない。

#### (仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、あらかじめ就業希望会員とその配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文章に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

#### (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

#### (就業場の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

### 第3章 共同作業

#### (共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の就業に関する定めに加え次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 会員が就業中、怪我、又は病気にかかったときには、直ちにリーダー及びセンター並びに発注者に連絡など応急の措置をとるようにすること。

## 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

## 第5章 雑則

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

1. この規約は、平成24年4月1日から施行する。